

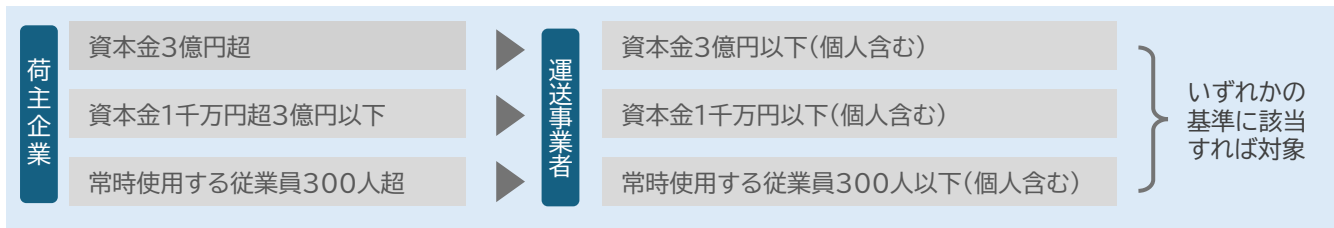
とりてきほう

「取適法」をご存じですか？

令和8年1月に「下請法^{※1}」が「取適法^{※2}」に改正され、荷主企業の皆様から運送事業者への委託業務（特定運送委託）が新たに規制の対象となりました。御社の取引が本法に対応しているか、今一度ご確認くださいませようお願いします。

※1:下請代金支払遅延等防止法 ※2:中小受託取引適正化法

① 取適法の対象かどうか確認しましょう



② 荷主企業に課される義務と禁止行為を確認しましょう

自社の事業のために行う物品の運送（例：自社で販売する物品の販売先への運送）を、運送事業者（個人含む）に委託する取引を行う場合、4つの義務と11の禁止事項に注意する必要があります。

4つの義務	11の禁止事項
01 発注内容等の明示義務 <p>書面又は電子メール等で明示する義務があります。</p>	01 受領拒否
02 書類の作成・保存義務	02 支払遅延(手形払の禁止) <p>業務終了後60日以内に定めた支払期日までに、代金を全額支払う必要があります。</p>
03 支払期日を定める義務	07 報復措置
04 遅延利息の支払義務	08 有償支給原材料等の早期決済
	09 不当な経済上の利益の提供要請 <p>倉庫内での荷役作業や長時間の荷待ちなどを無償で行わせてはいけません。</p>
	03 減額
	04 返品
	05 買ったたき
	06 購入・利用強制
	10 不当な給付内容の変更・やり直し
	11 協議に応じない一方的な代金決定 <p>適正運賃への見直しや、燃料サーチャージ制導入への協議に応じる必要があります。</p>

違反した場合は、トラック・物流Gメンによる是正指導のほか、公正取引委員会による公表を伴う勧告の対象となる可能性があります。



国土交通省 中部運輸局
福井運輸支局



一般社団法人
福井県トラック協会



取適法特設サイト